

下位地域協力を通じた協調的安全保障の可能性

李 貞 玉

要 旨

随着冷战结束和世界经济全球化,国际安全环境发生了根本性的变化并出现了许多区域经济合作协调组织。国际安全环境的变化,改变了冷战时期的单纯强调政治、军事安全研究,扩大了经济、能源、环境、粮食等非传统安全方面的合作空间,也提出了新安全观“合作安全机制”。本文拟通过分析“合作安全机制”的核心概念“信任措施”和“亚区域合作”间关系,阐明建立及实施“信任措施”的手段之一为“亚区域合作”的论点,最后提出通过“亚区域合作”来实现“合作安全机制”的可行性观点。

キーワード……協調的安全保障 信賴醸成措置 下位地域協力 國際統合理論¹⁾

はじめに

冷戦の終焉と経済のグローバリゼーションの急速な進展により、安全保障環境が変容しつつあり、地域主義への関心も高まっている。安全保障環境の変容において、安全保障の対象が、軍事的脅威に加えて、地球的規模の環境破壊・南北問題による極貧層の増加・民族問題・難民の発生・テロなどへ、またその主体も国家に加えて、国際社会・地域・個人に拡大した。安全保障の手段に関しても政治・外交・軍事力に加えて、経済・エネルギー・環境・食糧等の非軍事的側面も考慮されるようになった。経済のグローバリゼーションは、WTO や IMF などグローバルなメカニズムを強化したが、グローバルな問題群を解決するにはそれだけでは不十分で、EU、NAFTA、APEC などの地域制度・地域機構の発足あるいは見直しを伴うものであった。

こうした背景から、冷戦後には「協調的安全保障(Cooperative Security)」という新たな安全保障概念が提起された。「協調的安全保障」は、軍事衝突の回避を戦略目標にかかげ、政治対話・軍事透明化・信賴醸成といった諸手段の利用、及び諸分野での協力関係の強化により、紛争を平和的に解決することを主な内容とする。また、「下位地域協力」(Subregional Cooperation)という新たな概念を登場させており、この概念は1980年代後半以来、ヨーロッパで顕著になってきた現象を呼称する目的で用いられてきたもので、地域主義の一種であるといわれる。

本論文は、「協調的安全保障」の達成手段としての「下位地域協力」について考察することを目的とし、「協調的安全保障」の中心的概念である「信賴醸成措置」が、「下位地域協力」を通じて達成しうることについて分析を行う。まず、「協調的安全保障」の中心的概念である「信賴醸

下位地域協力を通じた協調的安全保障の可能性（李）

成措置」概念の内容について簡単に述べる。次に、「下位地域」との関連用語である「地域」と「地域主義」という概念について明確な定義を行った後に、「下位地域協力」の理論的枠組である「国際統合論」の諸概念について詳しく紹介する。最後に、「下位地域協力」を通じた「信頼醸成」の実現可能性について分析を行うと同時に、「協調的安全保障」と「下位地域協力」の関係を簡単に展望することで、この論文を締めくくりたい。

第一章では、「下位地域協力」の理論に基づいて、「下位地域協力」を通じた「協調的安全保障」の実現可能性を考察するため、まず、「協調的安全保障」における「信頼醸成措置」(CBM：Confidence-Building Measures)概念について簡単に述べることにする。

一、協調的安全保障における信頼醸成措置概念

1、協調的安全保障概念

冷戦の終焉は、軍事的側面重視から、経済を含む非軍事的側面重視への転換のきっかけを提供し、安全保障概念の変容をもたらした。冷戦期に提起された「共通の安全保障」(common security)概念のモデルとなった CSCE (1995 年 1 月からは OSCE：欧州安全保障協力機構に改組)²⁾に見られるように、その中心的概念である「信頼醸成措置」は、冷戦期においても、米・ソ間の核戦争を避ける理論的根拠を提示していた。しかし、「共通の安全保障」は特定の脅威を前提にしており、信頼醸成が対象としているものは東西両陣営間であり、主に軍事的側面での「信頼醸成措置」にとどまった³⁾。

冷戦構造の崩壊によって、地球規模の環境破壊、国際テロ、難民、国際的麻薬組織の活動などのいわゆるグローバルな課題が、地域紛争の発生とも絡んで、安全保障上の問題として捉えられるようになった⁴⁾。このように、安全保障環境の変容は、広く非軍事的側面の安全保障に対する関心を増大させており、1990 年には、カナダのクラーク外相は国連総会演説の中で、「自国や自己陣営の安全だけでなく、潜在的敵国と協力して安全保障を考えるべきだ」と主張し、いわゆる「協調的安全保障」を提唱した⁵⁾。その主な内容としては、「不特定な分散した脅威を内部化しつつ(第三国を想定せず)それが顕在的な脅威や武力衝突にならないよう予防するのを旨とし(軍事衝突の回避)さらに紛争の平和的な解決を図り(政治対話・軍事透明化・信頼醸成)また不幸にして武力衝突になった場合でも、予め、その被害を最小限にとどめることを図る枠組(協議による協力)を作ろうとする(表一を参照)。したがって、軍事次元よりもむしろ、外交・政治などに重点をおくものである」⁶⁾。

表一 軍事同盟と「協調的安全保障」の比較

	軍事同盟	協調的安全保障
協力の基礎	共通の敵・軍事集団を想定	第三国を想定せず
戦略目標	敵への威嚇・軍事衝突に備える	軍事衝突の回避
手段	軍事力強化・共同演習と軍事支援	政治対話・軍事透明化・信頼醸成
拘束性	条約による拘束・協力	協議による協力

出所：毛利和子「ポスト冷戦と中国の安全保障観 協調的安全保障をめぐる」

山本武彦編『国際安全保障の新展開 冷戦とその後』早稲田大学出版部(1999年)、36頁。

特に、「協調的安全保障」においては、「対話の習慣(habits of dialogue)」が重視され、戦争の未然予防と紛争の平和的解決を旨として、「信頼醸成」をめぐる対話が行われる。この対話のプロセス自体が高く評価されている⁷⁾。つまり、「協調的安全保障」概念の中心的アプローチは「信頼醸成措置」であるといえる。

2、信頼醸成措置概念

冷戦の終焉においては、各国の主要な関心事は、冷戦期の相手陣営からの核攻撃を想定するのではなく、経済的利益を相互育成・維持するための安定した国際関係を共同に管理していくことであった。新たな不安定や緊張が生じたり、紛争が発生するのを防ぐためには、「信頼醸成」のための諸措置を図ることによって、関係諸国の相互理解を促進し、透明性を拡大させることが急務であった。

(1) 「信頼醸成措置」の定義

安全保障における「信頼醸成措置」概念は、冷戦期に国際政治の場に登場し、主に、対立する東西両陣営間の偶発戦争の防止を主たる目的とし、欧州におけるCSCE(OSCE)プロセスから生み出され、安全保障概念として定着したものであった⁸⁾。冷戦が終結してからも、特に安全保障の構図に不透明な部分が大きい地域(例えば東北アジア地域)を中心として、「信頼醸成」がますます注目を集めている。

「信頼醸成措置」は、「潜在的・顕在的に敵対しあう国家(群)間の誤解や誤算に基づく武力紛争の発生や拡大を防止するための諸措置を意味し、不侵略の明示と奇襲攻撃の危険性の軽減に比例した危機管理能力の増大を通じて相互の好意的意図を確認する措置」⁹⁾と定義されていたが、この定義は冷戦期の軍事的側面における国際安全保障の考え方に強く影響されたものである。しかし、冷戦の終焉によって定義の再構築がなされた。以下では、坪内淳の論文¹⁰⁾を参照しながら、再構築された定義、およびその「卓越性」と「限界性」について明らかにする。

(2) 「信頼醸成措置」の再定義と卓越性

坪内は、「信頼醸成措置」を「非敵対的な意図を明確にする行動とその継続、すなわち、透明性の確保と敵対的行為への規制、およびそれらの検証によって、アクター間の信頼醸成関係

下位地域協力を通じた協調的安全保障の可能性（李）

を構築し、補強する措置」と定義した。安全保障を追求するアクターの行動には、「対抗的」と「融和的」の二種類のアプローチが見られるが、「信頼醸成措置」は、「融和的安全保障アプローチ」として、国際安全保障の手段としての「卓越性」を有すると述べている。その「卓越性」の内容を列挙すると、「非論争的な手段であること、適用範囲に柔軟性を持つこと、漸進的な発展、そして安全保障枠組そのものに影響を与える波及効果」という四点である。

このように、坪内によれば、「信頼醸成措置」は、国際安全保障の手段として、非常に有効な「融和的アプローチ」であるだけでなく、安全保障の枠組をも変容させる可能性を持つ安全保障上の重要な概念であるという。

（３）「信頼醸成措置」の再定義と限界性

「信頼醸成措置」は、安全保障枠組を変容させる可能性を持つ安全保障上の重要な概念である反面、「限界性」も持っている。第一に、「紛争処理能力を持たない」ことである。したがって、平時にできるだけ紛争を予防しようという効果は持つが、実際に紛争が起った際にはそれまでの枠組は直接意味を持たない。第二に、「違反者を制裁するルールを持たない」ことである。これは秩序維持を目的とした強制措置が存在しないことを意味する。

（４）「信頼醸成措置」の機能

「信頼醸成措置」概念は、上述のような「卓越性」と「限界性」をもつが、次の一般的機能を有する。すなわち、「敵対した勢力同士の軍事力での『抑止』の機能による安全の維持ではなく、『相互の信頼』を高めようとする措置であること、情報の不足によって生じる『囚人のジレンマ(Prisoner's dilemma)ゲーム¹¹⁾的な不必要な軍備拡張競争、先制攻撃の可能性を低下させること、軍事的意図について再保障を設定しようとするものであるが、究極的に関係国の軍事能力を害するようなものではない」ということである。したがって、「国家間の意思疎通の不足、相互誤解、不測の武力衝突などを回避する方策全般を指す」¹²⁾とし、その目的は、「国家間の信頼の欠如、不安、緊張、敵対心を引き起こす原因を減らし、また取り除くことにより、軍備の原因や戦争のリスクを減らすことである」¹³⁾と説明されている。そして、その目的を達成するためには、適切なコミュニケーション・チャンネルを維持し、国家間の相互理解、相互信頼を通じて、互いに安定的関係へと発展させることが必要なのである。

ところで、「信頼醸成措置」の目的を達成するにあたって、冷戦後に国際政治経済の舞台に登場した「下位地域」間の「協力」が大きな役割を果たすことができる。なぜならば、上述の「信頼醸成措置」の「卓越性」の内容と、後述する「下位地域協力」の理論的枠組といわれる「国際統合」理論の内容が合致しているからである。それは、「国際統合論」において、機能主義が主張する非論争的領域での協力、新機能主義の非論争敵領域から論争的領域への波及可能説、及びドイツの交流主義が主張する「安全保障共同体」形成の可能性という内容等である。つまり、「国際統合理論」も「信頼醸成措置」と同様「融和的アプローチ」であったのである¹⁴⁾。

第二章では、「下位地域協力」という用語を使う前に、まず、その関連用語である「地域」と「地域主義」という概念を明らかにしたい。

二、地域と地域主義

1、地域

「地域」(Region)という用語は、地理学的には「地表上の広義の広がりを持つ特定の部分」¹⁵⁾を意味するが、国際関係論においては「動態的・複合的な文化的・社会的接触領域としての地理的空間であり、時間の蓄積としての歴史的地域」¹⁶⁾をいう。そこで、「地域」を形成させる要因は、自然的あるいは人文的事象において「等質性」が認められること、および複数の相異なる等質的な地域が「機能的統合」を示していることである¹⁷⁾。しかし、現実における「地域」は、何らかの意味で「等質性」と「機能的統合」の両者の性質を兼ね備えた場合が多く、両者のうち、どちらのほうに力点を置いたものか、あるいは両者の組み合わせがどのように構成されているかなどにより、それぞれの「地域」概念が持つ意味と特徴及び役割などは異なってくる。つまり、この「地域」概念に、政治的・経済的な意味や役割を持たせようとする主張、すなわち、地域としての自覚やアイデンティティの共有、具体的には協力関係の確立、統合への努力などいくつかの要素を持つ「地域主義」(Regionalism)というもう一つの概念に注目する必要がある。

2、地域主義

「地域主義」とは、「地域的アイデンティティの形成に向かう精神的志向と、それを支える物質的傾向」¹⁸⁾である。つまり、地域的アイデンティティの形成によって、地域化(regionalization: 地域的まとめり・協力・統合)が一層進むことにより、その地域の人々の平和と繁栄が促進されることになるということである。この定義は、地域の形成要因である「等質性」を前提に、「機能的統合」を徐々に高め経済統合、そして政治統合に至ることを想定するように思われる。しかし、この定義はEUのように、文化・宗教・言語・政治経済制度などが類似している地域においては、実現しうることも知れない。なぜならば、地球上の多様性を持っている国々に対して、国内的な多様性のみならず、国家の多様な政治・経済のあり方を無理に統合するよりも、むしろ互いの差異を認めた上で、緩やかな形で、場合によっては、拘束力を持つような憲章や条約をいっさい持たず、個別の具体的な機能を一つ一つ統合していこうとするプロセスに、力点を置くことも必要であるからである。

さらに、「地域主義」の概念には、二つの要素が含まれている。一つは、地域「主義」¹⁹⁾(イデオロギー・スローガン)と、二つ目は、地域化²⁰⁾(地域形成、地域協力[以上自然発生的な]及び地域協力、地域統合[以上意図的])である。「地域主義」という用語は、地域

下位地域協力を通じた協調的安全保障の可能性（李）

「主義」という意識レベルと、「地域化」という事実レベルの違いに注意しながら厳格に使われるべきであるが、実際には、「地域化」という事実レベルを含んで広義に使われている²¹⁾。

本論文における「下位地域協力」は、「地域化」という事実レベルの意味合いをもっと強く持っている。したがって、「地域化」は、「ソフトな地域主義」²²⁾とも呼ばれており、ある地域とその他の地域との経済的相互依存関係に着目するというよりは、むしろその地域の地理的範囲におけるより高度の経済的相互依存に繋がるような、自立的経済プロセスを特に強調するものである。経済的地域化によって、最も重要な促進力となっているのは、市場・投資・民間貿易などであり、特に重要性が高いのは、企業内貿易、国際的合弁買収の件数増加、企業間の戦略的ネットワークの緊密化などである。また、ヒトの流れの増大は、観念・政治的態度・思考様式・情報などを、ある場所から別の場所へと拡散させる多元的なチャンネルや社会的ネットワークの発展、国境横断的な地域的市民社会の創出などの現象をもたらしている。

「地域主義」は、メガ（mega）、マクロ（macro）、メゾ（meso）、ミクロ（micro）という四類型²³⁾に設定されている。メガサイズの地域としては、APEC、ASEM（アジア欧州会合：Asia-Europe Meeting）²⁴⁾、ARF（ASEAN 地域フォーラム：ASEAN Regional Forum）²⁵⁾などであり、マクロサイズの地域としては、EU、NAFTA（北米自由貿易協定：North American Free Trade Agreement）²⁶⁾、ASEAN（東南アジア諸国連合：Association of South East Asian Nations）²⁷⁾、ASEAN + 3（ASEAN + 日中韓外相会議：ASEAN + 3 Foreign Ministers Meeting）²⁸⁾、上海協力機構（SCO）²⁹⁾などがある。メガとマクロの二つの類型の共通点としては、国家が独占的主体である点であり、また「地域」の形成要因の点からみると、「等質性」よりも「機能的統合」の要因のほうに力点を置いたことである。

次に、この論文のテーマである「下位地域協力」の特徴を持っている次の地域に注目したい。つまり、メゾとミクロサイズの地域である。通常、メゾ地域とミクロ地域の両者を合わせてサブ（sub）地域³⁰⁾と呼ぶが、本稿では、このサブ地域を「下位地域」（subregion）と呼ぶことにする。「下位地域」としては、アジアでは東北アジア経済圏（環日本海経済構想）、成長の三角地帯³¹⁾（Localized Economic Zone：シンガポール・マレーシアのジョホール・インドネシアのスマトラ・リアウ）、パーツ経済圏（タイ・ベトナム・カンボジア・ラオス）、華南経済圏（香港・中国の広東）、環黄海・渤海経済圏（韓国・中国の華北）、図們江地域開発構想（中国東北・北朝鮮・ロシア極東地域）、メコン川開発地域（タイ・ベトナム・ラオス・カンボジア・ミャンマー・中国の雲南）などがある。これらは自然経済領域（Natural Economic territory）あるいは局地経済圏³²⁾と定義されている。上述の「下位地域」は、ほとんどの地域が1970年代後半から構想として登場し、あるものはすでに現実のものとなり、あるものは依然として構想段階に止まっているが、冷戦の終焉によりますます注目を浴びるようになった。上述の「下位地域」の共通点としては、国家とともに国内の地方が主体となり、「下位地域」内

の行為主体が多元的であるという特徴をもつことである。この点は、ヨーロッパ地域で登場したサブ・ナショナルな主体を中心とする地域協力である環バルト海地域協力・ユーロリージョン (Euroregion)³³⁾・黒海経済協力 (BSEC: Black Sea Economic Cooperation)³⁴⁾などと類似している。

3、下位地域協力

「下位地域協力」とは、国家同士或いは地方同士が国境を越えて協力していく「地域」である。つまり、上述の「地域」の形成要因から述べてみると、地理的自然条件の下で、言語・文化的に「等質的」地域、またはそれらの「等質的」地域が「機能的」に統合した地域を基盤とし、共通の利害に対して共同で対応する協力体制をいう。

「地域化」とは、「自然発生的な地域形成と地域協力、及び意図的な地域協力と地域統合」であることと、「下位地域協力」が「地域化」という意味合いを持っていることはすでに述べた。百瀬宏は、「下位地域」における「協力」を、「国家同士或いは地方同士が国境を越えて広範な諸分野での活動を通じて行われる」と定義し、冷戦後の国際関係の特徴付ける理論的要素が含まれていると指摘する³⁵⁾。つまり、「下位地域協力」は、国際政治における行為主体を国家に限らず、非国家行為主体を含む多様な行為主体の役割にも分析の光をあてており、政治・軍事に限定せず、非軍事的側面における活動をより重視していることである。

「下位地域協力」は「地域化」という意味合いを持っていることは既に述べた。ちなみに、「地域協力」と「地域統合」の理論的枠組が「国際統合理論 (international integration)」であるために、「下位地域協力」の理論的枠組も「国際統合理論」であると見ることができる。「国際統合理論」は、1950年代後半以降に登場しており、「国民国家体系」の変革を目指す理論であり、国際政治の特定の時代状況、すなわち、東西冷戦構造と密接に結びついてスタートしたことから、西ヨーロッパという「特殊な地域の枠組」を土台にして理論の構築が図られてきた³⁶⁾。しかし、冷戦の終焉と経済のグローバリゼーションは、ヨーロッパという特定の地域で検証されてきた「国際統合理論」が他の地域にも妥当する条件を作り出し得る。第三章では、「下位地域協力」の理論的枠組としての「国際統合理論」について詳しく分析を行う。

三、下位地域協力の理論的枠組である国際統合理論

国際統合理論とは、主権国家体系を人々の説得や任意の政治過程を通じて、戦争の起こりえないシステムに変更していくという「戦争の非制度化」を実現し、パワー・ポリティクスからの脱却を目指す政治のダイナミズムであり、同時にその思想である³⁷⁾。

国際統合の理論研究は、1950年代のヨーロッパで1952年に発足した ECSC (欧州石炭鉄鋼共同体)³⁸⁾から1958年に発足した EEC (欧州経済共同体)の成立を、有力な国際統合化の現象

下位地域協力を通じた協調的安全保障の可能性（李）

に関する事例として捉えつつ、主にアメリカの国際政治学者たちが提唱し、理論的枠組を発展させた。その後1970年代に入って、「ニクソン・ショック」（1971年8月）と1973年と1979年の二度にわたる「オイルショック」、及びフランスのドゴール大統領の反地域統合政策³⁹⁾により、EC統合は停滞を余儀なくされた。

EC統合の停滞により、ECを研究対象地域として行われてきた国際統合論研究もその理論の説得力は弱くなってきた。しかし、その後国際社会全体に研究の焦点を当てる形に変えて、「相互依存論」⁴⁰⁾に引き繋がれていく。1990年代に入ると、1992年ECの「単一欧州議定書（Single European Act）」の締結により、地域統合研究が再び活性化した⁴¹⁾。

以下においては、「下位地域協力」の理論的枠組である「国際統合理論」を紹介するが、主に三つの理論について述べることにする。（表二を参照）

国際統合理論の比較（表二）

	理論の特徴	主体	分野
ミトラニーの機能主義	論争的事項と非論争的事項の二分法	国家（政府）	非政治（非論争）領域
バラッサの機能主義	経済上の緊密化、経済統合を5段階に分類	国家（政府）	経済分野（非政治）
ハースの新機能主義	スビルオーバー仮説、超国家体	国家（政府） 政府のエリート	非政治領域から政治領域への波及
ドイツの交流主義	安全保障共同体の形成 相互理解と信頼醸成形成	社会諸勢力	ヒト・モノ・カネの交流量の増大

筆者作成

1、機能主義（functionalism）

機能主義は、今日では統合に関する数少ない主要な理論の一つである。機能主義は、統合理論に先立つものであるため、ここでは最初に論じることにする。

機能主義とは、非論争的領域での主権国家間の協力をいう。国際関係において、軍事・外交問題では核心的な国益が絡むために、国家間の協力関係が進展しにくいので、技術的・経済的・非論争的な活動に焦点をあて、これらの非政治的な領域における協力関係を育成・発展させていく政策を優先し、国家の主権と直接的に関与する問題領域を迂回することを強調する「迂回的な平和戦略」である。つまり、国家間協力の制度化を進め、ひいては国際平和の基礎を確立することをめざすアプローチである⁴²⁾。

機能主義理論の代表者はデヴィッド・ミトラニー（David Mitrany）とバラッサ（B. Balassa）である。ミトラニーの機能主義は、国々の技術的発展や経済発展が国際関係における政治過程との間には、否定しがたい緊張を創出し、そのような緊張が国家間の経済や技術の「実務型政

治)、「ロー・ポリティクス」)において国際協調を生み出すと理論化している⁴³⁾。

経済学者バラッサは国際経済学の視点から、主権国家の完全裁量権という国際政治の伝統的前提を無視して、経済の論理論を強く推し進めたもの⁴⁴⁾で、「経済上の緊密化」を唱えた。つまり、特定の地域で経済統合を完成させることのみを目標とし、その達成度を五段階に分けて説明する⁴⁵⁾。すなわち、第一段階は「自由貿易地域」(Free Trade Area)、第二段階は「関税同盟」(Customs Union)、第三段階は「共同市場」(Common Market)、第四段階は「経済同盟」(Economic Union)、第五段階は「完全な経済統合」(Complete Economic Union)という五段階である⁴⁶⁾。この見方からすれば、アジアの地域経済圏は第一段階の形成段階にあり、EU(1992年にEC)は、1999年には第四段階である「単一通貨」へと達したことになる。

2、新機能主義 (neo-functional theories)

新機能主義理論は、政治学のサイドからする地域統合の一つの中心的理論である⁴⁷⁾。非論争的な領域での国家間協力に加え、政治的・論争的領域と非政治的・非論争的領域の中間領域における国家間協力をも重視する考え方である⁴⁸⁾。1950年代後半、アメリカの国際政治学者エルンスト・ハース(Ernst Hass)が提起した概念である。

新機能主義理論は、国際統合を「既成の主権国家に優位する政治共同体を達成する過程」(「超国家主義」の政治過程)だと捉えた上で、四つの理論仮定をたてている。第一の仮定は、「非強制性」(non-coerciveness)で、軍事力の強制性などによる「脅かしの体系」によって実現されるものではなく、説得の政治過程によるもので、国々の政府の自発的意思に基づくというものである。第二の仮定は、「波及」(spillover)で、統合現象が一つのセクター(部門・分野)から始まると、その部門・分野に特有の「機能的特殊性」が働いて、次のセクターに波及発展すると想定している。第三は、「政治化」(politicization)という仮定で、最初は技術的で非論争的な性格を持っていても、統合に参加する行為主体は相互に共通利益を生み出すレベルを引き上げざるを得ず、そのためにはどうしても論争性を高め、その結果「政治化」していくものである。このような「政治化」を通して、超国家的共同体が実現されるものと仮定する。第四の仮定は、「紛争解消」(conflict resolution)で、政治行為主体どうしの利害の対立は、統合過程が発展するなかで、政府間・非政府間のレベルを問わず、結局は解消されると仮定している⁴⁹⁾。

新機能主義統合理論は、経済技術発展と国際政治構造との間に生ずる緊張関係は、国際協調を引き出すのではなく、具体的な政治の行為主体である政治指導者、官僚、政党、圧力集団、利益集団などが各自の政治意思に基づいて、国際協調を作り出すものと仮定している。つまり、この理論は、国家間の経済や技術のレベルを超えた「戦略型政治」においても、国際協調が可能だと見ている⁵⁰⁾。

下位地域協力を通じた協調的安全保障の可能性（李）

3、交流主義理論（transactionalism）

交流主義は、人々の意識の変化に着目し、国家間において戦争が生じる不安や危惧が取り除かれるような「安全保障共同体」(security community)の形成を統合の目的とする考え方である⁵¹⁾。1950年代の後半、アメリカの国際政治学者K・ドイッチュ（Karl Deutsch）が提起した有力な統合理論である。

「安全保障共同体」とは、統合体の構成国家間で戦争ないし軍事的対応の可能性を政策的にも制度的にも排除することで成立する「共同体」をいい、「交流分析(transactionalist approach)」を統合の基本属性とする⁵²⁾。「交流分析」とは、ヒト・モノ・カネの交流量が拡大するにつれて、社会問題の理解と信頼の基盤ができ、結局は主権国家同士で、戦争の準備の必要性を全く感じさせない状態になることをいう⁵³⁾。つまり、貿易を中心として経済交流を深め、通信や情報、人的交流を増大させることによって、政府主体や市民どうしの間に、敵対意識から仲間意識へと変化し、そのことによって、統合の十分条件としての「安全保障共同体」が達成されていく。

安全保障共同体は、国家の主権を超えて達成される「合成型(amalgamated)」と、主権を超えずに達成される「多元型(pluralistic)」がある⁵⁴⁾。「合成型安全保障共同体」とは、複数の独立国家が集まり、一つの超国家的な共同体を形成する場合をいい、「多元型安全保障共同体」とは、複数の政府を支えながら、共同体構成員相互の大規模な武力紛争を想定できない共同体である⁵⁵⁾。つまり、ある地域の政府同士及び国民レベル間、互いの戦争を想定しない状態であるときに「多元的安全保障共同体」が成立しているといえる。

4、小括

上述のように、国際統合理論は、統合体の構成国家の国民の政治的・軍事的安全保障ではなく、むしろ多様な行為主体の経済的利益が、そして国民の福祉が政策の争点となっている。また、国際政治を「ゼロ・サム」ゲームと見るリアリズムの考え方に対し、政治的協調と協力もありうることを理論化した。さらに、リアリズムの国際政治が国々の力関係を決定付ける要素を軍事力及び経済力の強制性とみる傾向があったことに対し、新たな国際政治における影響力関係は、国々の説得や対話によって決定づけられる場合があることを示唆していることである⁵⁶⁾。

ところで、上述した各統合理論の内容についての分析を通じて、以下の特徴と問題点を導くことができる。まず、機能主義的考え方は、国連専門機関においては強調されているが、理論の前提になっている技術的・経済的・非論争的なことと、論争的・政治的なことを区分できるとしている考え方はしだいに揺らいできている。たとえば、1970年代における国際的相互依存の進化、アメリカの圧倒的経済力の衰退及び日本と欧州の経済成長は、貿易摩擦問題を起こし、従来、政治性が低いとされてきた貿易や投資などの経済問題が政治問題化していた。さらに、冷戦後には、経済援助問題についても、被援助国が人権状況の改善や民主化に努力しているかを、援助供与の条件とする考え方が強まってきた。こうして、論争的な「政治」と非論争的な

「技術」・「経済」という二分法はしだいに通用しなくなっている⁵⁷⁾。

次に、「新機能主義」理論は、思想的には、ミトラニーの機能主義の系譜を継承したものであるが、非政治領域と政治領域との連続性を主張し、非政治的領域における協力関係が、あるセクターから始まると、あとは他のセクターへと波及発展していくというスピルオーバーという仮説を提示している⁵⁸⁾。すなわち、経済領域での国家間協力が政治・外交領域での国際協力へと発展する可能性を主張したことである。そして、国家間協力を基本とする機能主義と違い、国家主権の制約を論じていることである⁵⁹⁾。

最後に、「交流主義理論」は、新機能主義理論のように、統合過程を超国家主義の理念下での国民国家体系の制度的機能的変更であるとは見ていないが、国際関係で「戦争の非制度化」を実現するのに、強制性によらずに、人々や政府による自発的な政治意思に依拠しつつ、「平和的変更」の手段をとるという仮定である。つまり、個々の国や市民の安全保障に関する認識の変容があると仮定して、モノ・ヒト・カネの交流量の拡大が相互理解と信頼醸成を生むという。しかし、なぜ、「量的変化」が「質的变化」を導くのかについて、説得的な理論を必ずしも十分に用意しているとはいえない⁶⁰⁾。

したがって、上述の三つの統合理論は、現実の国際社会においてどの一つの理論でも十分な説得力を持った理論的枠組ではない。つまり、現実の地域主義の形態において、一つの理論的枠組を採用するだけでは不十分である。したがって、三つの統合理論のメリットを活用し、地域協力を形成していくことが必要である。

四、「下位地域協力」の意義と実現可能性

冷戦の終焉によって提唱された、上述の「協調的安全保障論」の中心的概念である「信頼醸成措置」の「卓越性」を、「下位地域協力」の理論に照らし、また百瀬宏の論文⁶¹⁾を参照しながら、本稿における議論枠組みを提示したい。そこで、冷戦が終わって十年以上が過ぎても、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「北朝鮮」）と韓国のような分断国家の存在、及び未だに国交が樹立していない北朝鮮と日本の併存という、冷戦の残り火が消え去っていない「東北アジア地域」における安全保障環境に着目して議論をしていくことにする。なぜならば、「東北アジア地域」は国際政治経済の縮図である⁶²⁾と言われているからである。「東北アジア地域」におけるような安全保障上の不安定さを解消するためには、各国の間に「信頼醸成」のための諸「措置」が不可欠である。本章では、「下位地域協力」を通じた「信頼醸成」の意義と実現可能性について、やや位相の異なる4つの観点から説明したい。

1、「下位地域協力」を通じた「安全保障共同体の形成」

冷戦終焉後も各種の不安定要因がある地域においては、「安全保障」という「ハイ・ポリティク

下位地域協力を通じた協調的安全保障の可能性（李）

ス」領域における枠組が欠かせないが、今の時点でそれを築き上げるのは困難であるため、まずはその前提になる「ロー・ポリティクス」領域の交流を「下位地域協力」を通じて作り上げる必要がある。

特に、この地域に関する「下位地域協力」は、域内諸国安定のための経済発展が重要であることに鑑み、非軍事的な経済面からの協力を中心に進めることが重要である。百瀬は、「下位地域」の特徴として、「生態系的性格」を持ちあわせていることを指摘している。「地域」の形成要因においてすでに述べてあるが、「生態系的性格」には、自然的あるいは人文事象的に「等質的」な場合と複数の相異なる等質的な地域が「機能的に統合」している場合がある。しかし、現実存在する「地域」は、何らかの意味で両者の性質をかね備えたものが基本である。

ところで、国民国家を形成していく過程で、「機能的統合」による「人工的な国境線」が引かれることによって「生態系的性格」が断ち切られたケースが多く、そのため、国境を越えた地域同士が、ほとんどの場合何らかの文化的・歴史的背景をある程度共有していた人々からなっている。たとえば、中国を例にあげてみると、中国は陸路で15カ国と隣接し、国境線全長は2.2万kmで、国内の9つの国境省・区、43の州・盟・地・市、130余りの県・旗・市が国境線を持っている。また、隣接する国との経済貿易協力・人的交流・文化交流等という周辺国との協力において、悠久な歴史を有している。中国の国境省・区は少数民族の主な居住地域であり、30余民族が国境を跨って住んでいる。これらの国外民族は同じ言語を使用しており、生活習慣・風俗が近く、相互往来も頻繁に行っている⁶³⁾。

したがって、こうした地域ではもともと「人的ネットワーク」が、出来上がりやすい。とすれば、ドイツ人が人々の意識の変化に着目して提唱した「安全保障共同体」の形成も不可能ではない。まずは論争性が比較的少ない非政治領域から、しかも国全体ではなく下位地域レベルからはじめ、各自治体を中心に、地域の開発と発展のための交流を推し進め、「国境を超えた直接交流」による相互信頼を形成していく試みが注目される⁶⁴⁾。

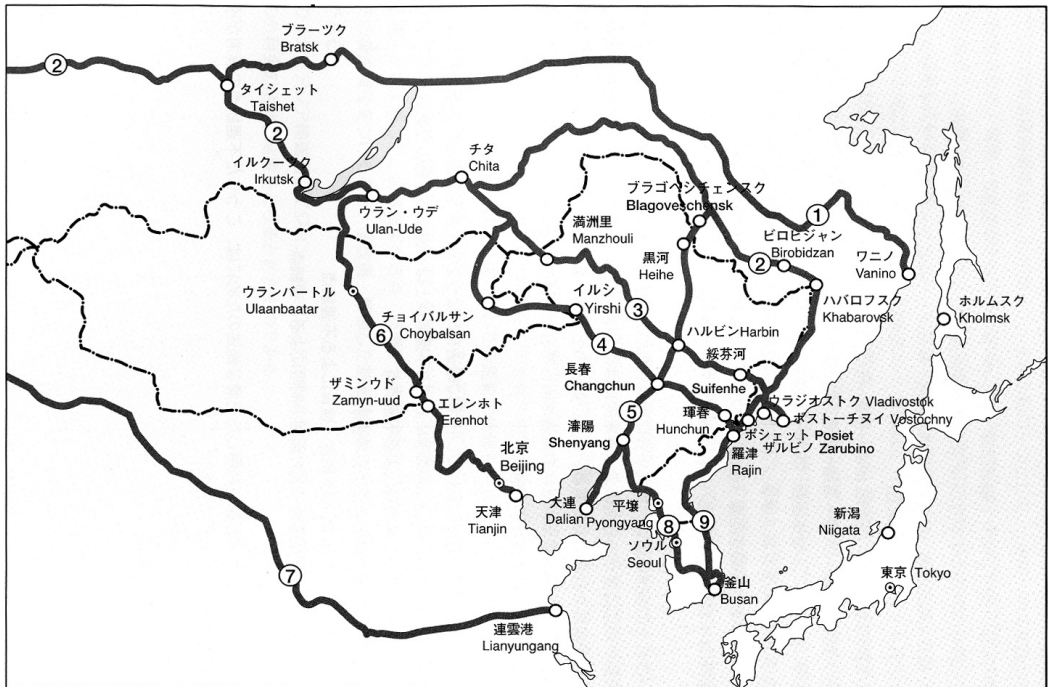
2、「下位地域協力」における「波及効果」

「国際統合」理論の一つである「ハースの機能主義」によれば、論争性の少ない経済的・社会的な協力と協調の積み重ねによって、次第に領域を広げて、論争の予想される「ハイ・ポリティクス」の分野へとスピルオーバーさせ、これまで不可侵と考えられてきた国家の領土や威信、パワーにかかわる分野に関しても協力は可能になるという。この「スピルオーバー仮説」に照らした場合に、実行可能なことからスタート（この地域では経済協力）し、問題の少ない共通の関心事項から始めることが望ましい。「信頼醸成」のための準備過程で、非軍事的な側面での協力を通じ、段階的かつ漸進的にそれを発展、拡大させていくべきである。

さて、「下位地域」には、経済協力からスタートできる環境がある。その「生態的性格」という特徴からみても、「下位地域」が地理的に隣接する隣国同士なので、経済的に重要な要素であ

る「流通問題」から見ても、最短の「貿易ルート」⁶⁵⁾(図1を参照)を作り上げる可能性を持っている。なぜならば、交通ネットワークの連結性が高い地域ほど経済発展水準が高いからである⁶⁶⁾。

東北アジアの輸送回廊(図1)



出所：「ERINA booklet Vol.1 北東アジア輸送回廊ビジョン」(環日本海経済研究所、2002年) 4頁。

さらに、それぞれの経済的立ち直りを図り、その結果として招きやすい環境問題の悪化に対応するためにも、何らかの地域的な協力が必要であろう。したがって、徐々に地域の政治、軍事面にわたる諸問題についての対話と協力に拡大していくことができるのではないかと⁶⁷⁾。

このように、非論争性がみられる分野において、国家にとどまらない多様な行為体によって行われているこうした活動は、社会の様々な分野にわたる柔軟な協力を可能とし、結果として、広義の安全保障の基盤を形成させるのである。

3、「下位地域協力」を通じた「地域の安定」

「国の中心から離れた周辺地域のほうが、緊張が高まりやすい」ので、「下位地域協力」を通じての国家間の「信頼醸成」がより重要となる。百瀬宏が指摘するように、「下位地域」は、「国民

下位地域協力を通じた協調的安全保障の可能性（李）

国家をめぐる『統合』と『細分化』が繰り広げられる歴史的舞台となってきた。「下位地域」の「協力」は、ほとんど場合、国から離れたいわゆる辺境に属する「地域」同士の「協力」である。このような地域は、民族分布が複雑であり、相互に対立・抗争し、武力紛争の発生が頻繁なところでもある。したがって、それぞれの国の中央政府へのアイデンティティと並行して、それぞれの地域としてのアイデンティティを基盤にしていることが多い。したがって、「下位地域協力」を通じて、紛争の種をなくすことが求められている。

「下位地域協力」は基本的に、国境を越える小さな地域の自立的活動である。地域の経済的先進部分が資本と技術を提供し、発展途上部分が労働力と土地を提供して、合弁企業を作ったり、共通の地域開発事業や開発計画を進めるものである⁶⁸。しかし、製品の輸出市場をその地域で全面的に維持することは、不可能である。そこで、地域外の世界との良好な関係も必要となる。

アジア金融危機は、地域協力の重要性を教えてくれた。危機は近隣諸国に伝播するし、危機に切実な関心を持つのも近隣諸国であって、グローバルな機関が特定地域での出来事までは十分に取り扱い難く、一つの地域に属する国々が、危機に向かって協力し合うことが必要になった。そこで、東北アジア地域でも、「ASEAN + 3」という枠組が形成されたのである。

4、「下位地域協力」を通じた北朝鮮との緊張緩和

「下位地域協力」を通じて、閉鎖的な国を国際社会に参画させることは、地域の安定ないし世界の安定に役に立つ。深刻な経済問題を抱える北朝鮮は、近年、限定的とはいえ対外開放を模索し、外資の導入を活性化させる意向を示し始めている⁶⁹。もっとも、対外開放は様々な情報の流入を招き、国家の社会統制の基盤を揺るがし、ついには国家体制に脅威を与える可能性が十分考えられる。

「下位地域」における「協力」が「広範な諸分野での活動を通じて行われる」ことを展望した百瀬の指摘は、「協調的安全保障論」の「包括性」の論理にも該当する。「広範な諸分野」とは、「政治、経済、安全保障、環境、人権、文化」など、様々な分野での活動を通じて「協力」を行うこと、さらに、非国家行為体を含む多元的「交流」を意味する。百瀬が特に着目した環バルト海協力は環境分野から語られることが多いが、「東北アジア」で行われている地域協力に関しては、一般に経済の次元での協力に関して議論がなされることが多かった。しかし、広範囲にわたった交流が模索され始めているのも事実である⁷⁰。

おわりに

以上見てきたように、「下位地域協力」が「協調的安全保障」の環境を整備する一つの重要なプロセスになりうると考えられる。

「協調的安全保障論」の中心的概念である「信頼醸成」を実現させるには、「対話の習慣化」

と「漸進的アプローチ」が必要である。まず、「対話の習慣化」を通じて相互信頼関係を構築する。また、「漸進的アプローチ」を通じて、実行可能なことからスタートさせ、問題の少ない共通の関心事項から始めることが望ましい。まず非軍事的な側面からの協力を通じ、「信頼醸成」を段階的に漸進的に発展、拡大させていくべきである。

次に、下位地域協力と安全保障の密接な関係について、触れておこう。下位地域協力を進めるには地域の安定が必要である。安定した地域環境は、地域協力をスムーズに発展させる。しかし、安全保障も下位地域協力を通じて達成できる。それは、政治的緊張が必ずしも下位地域協力を致命的なダメージを与えないからである。たとえば、台湾と中国は李登輝の登場以来、政治的には緊張関係が続いている。ところが、こうした状況の中で台湾と中国との経済関係は、脈々と続いているのである。つまり、下位地域協力圏内では、政治やイデオロギーの対立よりも、地域の実利を求める動きのほうが主流であると思われる。

地域による安全保障環境の特徴により地域毎に異なる選択ができる。安全保障環境が不安定な地域は、その安全保障環境を緩和させるためには、政治・軍事以外の諸手段を利用し、諸分野での協力を通じて相互不信などを除去する努力を行いながら安全保障環境を整えなければならない。したがって、双方は必ずしも、どちらが「先」に環境を整えなければならないという問題ではない。つまり、下位地域協力を活性化させるには、政治方面の安定と切り離して語ることができず、政治的安定は発展の前提ではあるが、逆に地域協力を通じて将来の政治的安定化の糸口になることもできるだろうし、安全保障環境の整備と地域協力の実施を並行で進行することもできると考えられる。

<注>

- 1) 「統合」は、「地域統合」と「国際統合」に分けられる。「地域統合」は「その現象を特定の地域に限っている」場合をいうが、「国際統合」は、「地域に限定せず、より広い国際政治の視点から」の場合をいう。但し、「国々が主権という国家特有の属性を希薄化していく」プロセスや「武力や暴力の手段を用いずに平和的手段によって、新たな超国家的共同体創造的政治過程にコミットしていく」プロセスには変わりはない。
- 2) 全欧安保会議として、1975年に北大西洋条約機構16カ国とワルシャワ条約機構7カ国の全加盟国、それに中立主義国(スウェーデンなど)12カ国を入れた計35カ国によってヨーロッパで結成され、ヨーロッパにおける緊張緩和を進めるための措置を検討し、首脳会議で「ヘルシンキ宣言」として発表された。
- 3) 山本吉宣「協調的安全保障の可能性 - 基礎的な考察」『国際問題』(1995年8月)、8頁。
- 4) いわゆる「人間の安全保障」(Human Security)というものである。つまり、環境破壊、テロ、国際組織犯罪など国境を越えて人間一人一人の生存、生活、尊厳を直接脅かす問題に対して、人間一人一人に着目して国際機関、各国政府、NGOなどが連携して取り組む考え方をいう。この概念は、UNDPによって1990年から毎年刊行されている「人間開発報告1994」において打ち出された。同概念は、冷戦後の今日の国際社会の特徴を踏まえた注目すべき視点を提供しており、経済の安全保障・食糧の安全保障・健康の安全保障・環境の安全保障・個人の安全保障・地域社会の安全保障・政治の安全保障を対象(7つ)としている。また、世界共通性・相互依存性・早期予防・人間中心性といった特徴を持っている。アジア経済危機を背景に、前小渕首相は1998年12月の東京での演説の中で、「人間の安全保障」の重要性を訴え、ベトナムの演説ではアジアにおける平和と安定、主要国間の協調関係を基盤としたうえで「人間の安全保障」の確保を図ることを訴えた。このため「人間の安全保障基金」を国連に創設し、日本からは5億円の拠出を行うことを表明している。勝俣誠編『グローバル化と人間の安全保障 行動する市

下位地域協力を通じた協調的安全保障の可能性（李）

- 民社会』（日本経済評論社、2001年）。
- 5) 西原正「アジア太平洋地域と多国間安全保障協力の枠組 ASEAN 地域フォーラムを中心に」『国際問題』（1994年10月）、63頁。
 - 6) 山本、前掲注（3） 7～8頁。
 - 7) 前掲書（注2）、12頁。
 - 8) 坪内淳「欧州安全保障協力会議(CSCE)における信頼醸成措置(CBM)の確立と発展 ヘルシンキ宣言とストックホルム文書を中心として」『早稲田政治公法研究』第47号(1994年12月)、64～65頁。
 - 9) 川田侃・大畠英樹編『国際政治経済事典』東京書籍(1993年3月)、338頁。
 - 10) 坪内淳「信頼醸成 国際安全保障理論の新たな視角」『早稲田政治公法研究』第51号(1996年)、44～46頁。
 - 11) 前掲書（注9） 304～305頁「囚人のジレンマ」とは、簡単にいうと相互依存と相互背信とのジレンマである。つまり、ある国による軍備の近代化は、もう一方の国にも同様のことをさせる可能性があり、最終的には止めがかかっても両方の国がより高性能の武器をより多く持つことになり、両国ともに不安定な状態に置かれる。これが軍縮議論の持つ弱点である。貿易においても、関税の障壁が挙げられる。もし国家間の相互協力があって、双方ともに関税を取り外すと、両国ともに利益を享受し繁栄へと移る。しかし、相反の場合にはどちらも損失を被ることになる。
 - 12) 平松賢司「アジア太平洋型の安全保障機構は成立するか」『外交フォーラム』（1999年特別編）、117頁。
 - 13) 阪中友久「西太平洋の安全保障レジームの構築」『国際政治』第100号(1992年8月)、162頁。
 - 14) 石井貫太郎著『現代国際政治理論』（ミネルヴァ書房、2002年10月） 88頁。
 - 15) 『日本大百科全書（15）』（小学館、1988年12月） 111頁。
 - 16) 星野昭吉「グローバリゼーションと地域主義の展開 四社会政治空間の構造と複合的地域の構造」（獨協法学第52号、2000年8月） 11頁。
 - 17) 『日本大百科全書（15）』a、前掲注（15） 111頁。
 - 18) 菅英輝・グレン・フック・ステファニー・ウェストン編『アジア太平洋の地域秩序と安全保障』（ミネルヴァ書房、1999年7月） 初瀬龍平「アジアにおける地域主義の諸類型」、5頁。
 - 19) 初瀬龍平「東アジア・アジア太平洋におけるサブ/マクロ/メガ地域主義」『国際政治』第114号（1997年3月） 76頁。地域「主義」の形態を例にあげると、ヨーロッパ統合論、大アジア主義、アセアン理念などである。
 - 20) 前掲書(注19)、76頁。「地域化」の形態を例にあげると、帝国、経済統合、共同市場、自由貿易地帯、関税同盟、経済圏、貿易ブロック、特惠的貿易協定、共同安全保障機構、革命家の国際的連帯・支援活動、種種の人間ネットワーク 等である。
 - 21) 前掲書(注18)、6頁。
 - 22) L.フォーセット/A.ハレル編、菅英輝/栗栖薫子[監訳]『地域主義と国際秩序』（九州大学出版会、1999年）アンドリュウ・ハレル「地域主義の理論」43～44頁。
 - 23) 前掲書(注18)、3頁。
 - 24) アジア - 米州間、欧州 - 米州間に比べ、これまで政治・経済的な結びつきが薄かったアジア - 欧州関係を強化することを目的として、シンガポールのゴ・チョクトン首相の提唱により始まった定期的なフォーラムである。1996年に発足し、首脳会合のほかに、経済・外務・財務・科学技術・環境といった各分野の閣僚会合、高級実務者会合（SOM：Senior Officials Meeting）等が開催されている。ASEM特徴は、過去に植民地と宗主国という関係にあったアジアと欧州が、対等な立場で、経済のみならず、政治・文化的交流といった幅広い分野での対話や協力を行う場であることである。
 - 25) 1994年7月に「ASEAN地域フォーラム（ARF）」が開催し、22の国及びEUが参加した。ARFは、アジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的な対話のフォーラムであり、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じて、地域の安全保障環境を向上させることを目的とする。
 - 26) 1989年、貿易の自由化による経済発展を目的として、アメリカとカナダは自由貿易協定（FTA）を結んだ。1994年には、メキシコが加わることにより、北米自由貿易協定（NAFTA）が締結することとなった。NAFTAは、(1)3国間の貿易における全品目の関税を10年ないし15年の間に原則として撤廃すること、(2)金融や投資を自由化すること、(3)知的所有権の保護を図ることなどが目標として掲げられている。
 - 27) 1967年8月にタイのバンコクで、タイ・インドネシア・フィリピン・マレーシア・シンガポールの5ヶ国によって創設された。その後、1984年ブルネイ、1995年ベトナム、1997年ミャンマー・ラオス、1999年カンボジアが加盟することにより、東南アジア全10ヶ国による「ASEAN10」体制が実現することになった。東南アジア全体の安全保障・経済協力を図る組織として発展を遂げてきた。

- 28) ASEAN+3 首脳会議は、1997年にクアラ・ Lumpurで開催された ASEAN30周年記念の首脳会議に日中韓の首脳が招待された形で始まった。その背景には、97年夏に始まったアジア通貨・経済危機を契機に、日本を含む東アジア諸国が地域協力の必要性を強く認識したことにある。ASEAN+3 首脳会議は、98年にハノイで開催され、以後 ASEAN 首脳会議にあわせて年1回開催することが合意された。1999年のマニラにおける ASEAN+3 首脳会議では、ASEAN+3 の枠組みで初めての共同声明である「東アジアにおける協力に関する共同声明」が採択された。以後、ASEAN+3 首脳会議は、2000年11月にシンガポールで4回目、2001年11月にバンダル・スリ・プガワンで5回目、2002年11月にプノンペンで6回目の会議を開催した。7回目の首脳会議は2003年10月にバリで開催する予定である。
- 29) 中国現代国際関係研究所民族与宗教研究中心著『上海協力組織 - 新安全観と新機制』(時事出版社、2002年)。「上海協力機構」は、2001年6月15日に、中国・ロシア・カザフスタン・キルギス・タジキスタン・ウズベキスタンの6カ国首脳が、それぞれ上海で「上海協力機構設立宣言」と「テロ、分裂主義、宗教的過激派への打撃に関する上海条約」に調印した。これにより、ユーラシア大陸に新たな地域協力組織が誕生したことになる。中国地名による国際協力組織の設立は初めてである。「上海協力機構」においては、「信任(Confidence)、交流(Communication)、協力(Cooperation)、共存(coexist)、共同利益(Common interest)」という「5つのC」、及び「新国家間関係、新安全保障観及び新地域協力モデル」という「3つの新」という「上海精神」が、各参加国の相互関係の準則になるべきであると指摘し、周辺地域で1カ国による軍事的優勢は認めないことを決めた。さらに、特定の国や地域を対象とせず、非同盟、対外開放の原則を順守し、その他の国や国際組織、地域組織とさまざまな対話や交流を行い、全会一致を原則に新たな参加国を迎えていく。
- 30) 百瀬宏編『下位地域協力と転換期国際関係』(有信堂高文社、1996年)、3頁。欧米の研究者の間では、「サブ・リージョン」の代わりに、「ミクロ・リージョン」という言葉を用いる例も現れている。その場合、対応する「マクロ・リージョン」は、「リージョン」即ち、ヨーロッパでいえばEUをさすことになる。しかし、この「ミクロ・リージョン」という用語については、国内の「地方」が直接、国際関係の要因になった場合に限定して用いられる場合が多い。
- 31) 赤木彰彦・千葉立也・福嶋依子編『アジア太平洋と国際関係の変動』(古今書院、1998年)、カール・グランディ＝ワー、マーティン・ペリー「成長の三角地帯、国際的経済統合とシンガポール・インドネシア国境」、213～240頁を参照。
- 32) 坂田幹男『北東アジア経済論 経済交流圏の全体像』(ミネルヴァ書房、2001年)。「局地経済圏」は、民間資本の経済活動により自然発生的に生じてくる地域をいう。経済的インセンティブが強く、より自然発生的に生成する「下からの局地経済圏」(例えば華南経済圏)と、当初から経済圏形成への目的意識の取り組みがみられる「上からの局地経済圏」(例えば、成長の三角地帯、パーツ経済圏、環日本海経済圏)と二つに分けられている。
- 33) 前掲書(注30)、11頁。地方自治体による国境を越える協力関係であり、欧州評議会における協定によって、その存在が制度的に承認されたものである。現在、ヨーロッパには40個以上のユーロリージョンが設立されている。
- 34) 前掲書(注30)、154頁。1992年6月にトルコのイスタンブール首脳会議において正式に発足し、「ボスフォラス宣言」が発表。加盟国は11カ国で、トルコ・ルーマニア・ブルガリア・ロシア・ウクライナ・モルドヴィア・アゼルバイジャン・アルメニア・グルジア・ギリシア・ユーゴである。
- 35) 前掲書(注30)、13頁。
- 36) 坂本義和編『国際政治の構造変動2(国家)』(岩波書店、1995年)、鴨武彦「国際統合 統合理論の修正と課題」、118頁。
- 37) 鴨武彦『国際安全保障の構想』(岩波書店、1990年)、107頁。
- 38) 第二次大戦中、敵対していた仏・独両国による石炭・鋼鉄共同管理組織の設立を、フランス外相ロベール・シューマンが提唱したことに、ヨーロッパの地域統合論者と知られる当国の経済企画庁長官ジャン・モネにより実現された。
- 39) 田中友義・河野誠之・長友貴樹著『ゼミナール・欧州統合』(有斐閣、1994年)、51～52頁。
- 40) 山本吉宣『国際的相互依存-現代政治学叢書18』(東京大学出版会、1994年)。「相互依存論」とは、国際関係の行為主体が多分化し、軍事安全保障問題が最重要課題ではなくなっている現実においては、国際システムの特徴を複合的相互依存に求め、経済的結びつきが密接になるにつれ、国際関係の主体が相互に脆弱となり、その安定の為に相互依存を制度化しなければならぬとして国際レジーム論を提起した。その代表者はコヘンとナイである。
- 41) 前掲書(注36)、105～145頁。
- 42) 野林健・大芝亮・納屋正嗣・長尾悟著『国際政治学入門』(有斐閣、1996年)、39頁。
- 43) 有賀貞・宇野重昭・木戸蒔・山本吉宣・渡辺昭夫(編)『講座「国際政治」 - 現代社会の分離と統

下位地域協力を通じた協調的安全保障の可能性（李）

- 合』（東大出版社、1989年）、鴨武彦「国際統合の理論」、20～21頁。
- 44) 山影進「地域統合論再考 新たな展望を求めて」『国際政治』第74号（1983年8月）、100頁。
- 45) 山本吉宣「地域統合の政治経済学：素描」『国際問題』（1997年11月）、3頁。
- 46) 平川均・石川幸一編『新・東アジア経済論 グローバル化と模索する東アジア』（ミネルヴァ書房、2001年）、330頁。地域統合は、2000年までに220に達し、発行しているものだけでも120に達している。代表的な地域統合であるEUは1993年、AFTAは1993年、NAFTAは1994年、MERCOSURは1995年に発足。自由貿易地域とは、加盟国間の関税及び量的貿易制限が撤廃される地域をいう。関税同盟とは、域内の貿易自由化と非加盟国に対する関税の均一化が行われること。共同市場とは、貿易上の制限の撤廃に加え、生産要素の移動の制限も撤廃される。経済同盟とは、商品移動・生産要素の移動に対する制限を撤廃するとともに、加盟国間の経済政策の調整がある程度実施されること。完全な経済統合とは、金融政策や財政政策、景気政策など経済政策が統一され、超国家的機関も設置されることである。
- 47) 清水貞俊『欧州統合への道 ECからEUへ（MINERVA現代経済学叢書18）』（ミネルヴァ書房、1998年）、44頁。
- 48) 前掲書（注42）、41頁。
- 49) 前掲書（注43）、22頁。
- 50) 前掲書（注43）、21頁。
- 51) 鴨武彦『国際統合理論の研究』（早稲田大学出版部、1985年1月）。
- 52) 前掲書（注9）、28頁。
- 53) 前掲書（注9）、173頁。
- 54) 前掲書（注51）、21頁。
- 55) 山影進『対立と共存の国際理論』（東大出版会、1994年）、194頁。
- 56) 前掲書（注51）、156～158頁。
- 57) 前掲書（注42）、40頁。
- 58) 前掲書（注36）、122頁。
- 59) 前掲書（注42）、41頁。
- 60) 前掲書（注43）、25～27頁。
- 61) 前掲書（注30）。
- 62) 北東アジア研究会編、金森久雄・今井理之・小川和男・涂照彦[監修]『環日本海交流事典、95-96』（創知社、1996年）、23頁。
- 63) 『吉林日報』（03年3月15日）、5版。
- 64) 図們江地域開発計画は、主に図們江周辺に住んでいる朝鮮族が中核となって活動を行っている。
- 65) 東北アジアにおける9本の輸送回廊は以下の通りである。すなわち、ワニノ・タイシュエツ輸送回廊、シベリア・ランドブリッジ（SLB）輸送回廊、綏分河輸送回廊、図們江輸送回廊、大連輸送回廊、天津・モンゴル輸送回廊、チャイナ・ランドブリッジ（CLB）輸送回廊、朝鮮半島西部輸送回廊、朝鮮半島東部輸送回廊である。この9本の輸送回廊はこの地域における陸路最短ルートである。
- 66) 大友篤『地域分析入門』（東洋経済新報社、1982年5月）、191～204頁。
- 67) 佐藤行雄「1995年の節目を向かって アジア太平洋地域の安全保障」『外交フォーラム』（1994年1月）、14頁。
- 68) 嘉数啓『国境を越えるアジア成長の三角地帯 グロース・トライアングル(GT)構想の全貌』（東洋経済新報社、1995年）。
- 69) 1991年12月に、北朝鮮は羅津・先鋒地域を「自由経済貿易地帯」に指定し、この地域を、国際貨物輸送の中継貿易基地として、軽工業及びハイテク加工工業を発展させようとした。また、2002年7月以降には、新義州と開城地域を特区に指定した。このような対外開放は、閉鎖的国家への情報進入に限定的とはいえ、便利を図ってくれるのも確かである。
- 70) 環バルト海地域協力は、環境面で先進的な国々(北欧)があるので環境面での協力が盛んになっている。しかし、経済、安全保障、文化面での交流も行っている。一方で、東アジア地域協力も、ダイナミックな経済成長センターであることから経済面での議論が多いが、文化、環境、安全保障面でも交流がなされている。

主指導教員（山崎公士教授）、副指導教員（沢田克己教授・真水康樹教授）